

【別紙 2】

令和 8 年度

第一次選考（抽選）不合格者に対する検定料の一部返付について

筑波大学附属駒場中学校

国立大学法人筑波大学 附属学校校則第 8 条に基づき、附属学校の入学に関する細則第 4 条 2 (2)により、第 1 次選考（抽選）の選抜で不合格になった者に対して、当該者の申し出により、第 2 次選考（学力検査）に係る額（3,700 円）を返付することになっております。

つきましては、令和 8 年 1 月 14 日（水）に実施される附属駒場中学校の第 1 次選考で不合格になり、検定料の一部返付を希望する場合は、下記により所定の手続きを行ってください。

また、返付については、ある程度の日数を要することになりますので、予めお含みおき願います。

記

1. 手続き方法

本校 Web サイトから「検定料返還請求書」を印刷して、必要事項をご記入の上、申込内容確認書（miraicompass マイページの申込確認より印刷したもの）を添えて、令和 8 年 1 月 21 日（水）までに下記郵送先に郵送してください。後日、保護者の指定する銀行口座へお振り込みします。

なお、「検定料返還請求書」は、第 1 次選考を実施した場合に限り、令和 8 年 1 月 14 日（水）までに本校 Web サイトの入学案内（生徒募集要項）のページに掲載します。

2. 郵送先

〒154-0001 東京都世田谷区池尻 4-7-1

筑波大学附属駒場中学校事務室

電話：03-3411-8521

以上